

# 集

## 対策急務の不正利用口座

# 特

# 対策の実効性向上に不可欠な 金融機関間の協力や警察との連携

官民の情報共有が進む海外事例も参考に  
取り組みを高度化せよ

金融庁・警察庁は8月23日に、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について金融界に要請した。SNS型投資詐欺やロマンス詐欺の急増、法人口座を悪用した事案の発生を受け、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が、すべての金融機関において急務となっている。本稿では要請の概要と求められる対応について触れた上で、金融機関間の協力や警察との連携における課題について解説する。

### マネロン対策と 表裏一体の金融犯罪対策

昨今、SNS等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等

の名目で金銭をだまし取るSNS型投資詐欺やロマンス詐欺が急増しているほか、法人口座を悪用した事案が見られるようになってきている。預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策は

急務である。こうしたなか、8月23日、金融庁は警察庁と連名で、全国銀行協会をはじめとする預金取扱金融機関の協会・団体等に対して、預貯金口座の不正利用等防止に向けた次のよう

な対策を要請した(注1)。



尾崎 寛

あずさ監査法人  
金融統轄事業部  
金融アドバイザリー事業部  
エグゼクティブ・アドバイザー

- ①口座開設時における不正利用防止および実態把握の強化
- ②利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着

- 目した多層的な検知
- ③不正の用途や犯行の大口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化
- ④検知およびその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化
- ⑤不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有
- ⑥警察への情報提供・連携の強化

なお、今回の要請は預金取扱金融機関の協会等に対するものだが、アカウントの不正利用が認められた場合、資金移動業者や暗号資産交換業者にも適用されるべきである。

金融庁は、金融犯罪の被害を防止し、金融サービスに対する国民の信頼を維持するため、取り組みを進めていく方針である。「国民を詐欺から守るための総合対策」(注2)における施策をはじめとして、国民が金融犯罪の被害に遭わないような環境の

整備を、関係庁庁と連携して着実に進めるとしている(注3)。

そもそも金融犯罪対策はマネー・ロンダリング等対策と表裏一体である。金融庁も今年7月の人事異動に合わせて、総合政策局リスク分析総括課の「マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室」を改称し、「金融犯罪対策室」とした。マネロン対策と金融犯罪対策を統合して対策を講じていく態勢としたものである。

金融機関にとって、金融犯罪対策・マネロン対策等の徹底は金融業を行う上での前提条件である。また犯罪に多用される場合は自らの信頼に加え、わが国の国際的な信頼をも損なう恐れがある。金融機関はあらためてこれらを強く認識し、対策を講じるべきである。

### 要請には官民連携のリスクベースで対応を

8月の要請は、インターネットバンキング等の非対面取引が広く普及していることを踏まえ、「要請された対策は規模・立地によらず必要であり、全ての預金取扱金融機関に対しなされたもの」と強調した。また、「システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合、計画的に対応することが重要」だとしている。同時に

「対策の方法・深度は各金融機関の業務・サービス内容や不正利用の発生状況に応じて判断」するとの考え方を示し、リスクベースの対応を求めている。

金融機関は、まずは自分ができるような金融犯罪のリスクにさらされているかを見極め、リスクの特定・評価を行う必要がある。そのためには、図表のような計数を本部の担当部署で把握して定点観測を行い、傾向と対策を講じることが有効と考える。その上で、何をどこまで対処すべきかを決めるのは、各金融機

関自身である。

担当部署は主要な計数等に基づいて「何について優先して対策を講じる必要があるか、何については緊急性が低いか」を経営陣に説明し、必要な経営資源を確保して対策を講じるべきである。そして、効果検証を行い、追加対策の必要性も検討するというPDCAサイクルを回して

〔図表〕 金融犯罪のリスクに関する主要計数 (例)

- 警察からの凍結要請、自主凍結件数
- 捜査関係事項照会状
- 疑わしい取引届出の傾向と件数
- 謝絶・取引制限の件数
- 振り込め詐欺救済法手続き状況 (公告件数など)
- インターネット環境における不正アクセス件数
- 口座売買状況

(出所) KPMG作成

いく。

要請されている対策の①については、犯罪収益移転防止法で求められている本人確認の徹底、複数口座の名寄せ、ハイリスク口座の強化された顧客管理等を実施することとなる。また、②④については「リアルタイム・モニタリング」が求められている。これは、自社アプリ上の取引を含め、インターネットバンキングにおけるアクセスの解析を行うつつ、既存の取引モニタリングシステムのシナリオの精緻化を行い、それらの結果に応じた対策を同日中に講じるというものである。

これらについては、対策を講じるための経営資源や人材が不足している等の理由により、各金融機関での対応が困難である場合も考えられる。そこで、⑤のとおり金融機関間での情報共有を行うことが有効になる。また、外部のソリューションベンダーを共同で活用することもあ

り得る。さらに⑥のとおり警察への情報提供等も欠かせない。

このように業界団体や地域の金融機関との情報交換、当局（警察や金融庁）との情報連携等を通じて、リスクベースでPDCAサイクルを回すことが重要である。いずれにせよ、金融犯罪対策は「非競争分野」であるので、民間金融機関同士の協力や官民連携を活用して対応すべきである。

### 警察への情報提供と連携強化の重要性

要請では、詐欺の恐れが高い取引を検知した場合の都道府県警察への迅速な情報の提供や、そのための連携体制の構築に向けた警察庁・都道府県警察との具体的協議が求められている。それに加えて、都道府県警察からの協力依頼（被害届の提出、不正と判断するに至った情報の提供等）に対する適切な対応も

求められている。

個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）では、利用目的による制限（18条）の例外規定として、一定の場合には、あらかじめ本人の同意を不要として個人情報を含む情報の第三者との共有を認めている。具体的には「法令に基づく場合」や「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が対象となる（同法18条3項）。

また、個人情報保護法についてのガイドライン（通則編、注4）の「利用目的による制限の例外」には、「警察の捜査関係事項照会に対応する場合」（刑事訴訟法197条2項）が、法令に基づく場合の事例として挙げられている（注5）。すなわち、捜査関係事項照会状に基づく各都道府県警察からの照会がこの対象となる。

さらに、金融分野における個

人情報保護に関するガイドライン（注6）には、法令に基づく場合の事例として「振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を警察に提供する場合」を記載している（注7）。

今回の要請では、これらに基づき、金融機関側の気付きにより、詐欺の恐れが高い取引を検知した場合には、可及的速やかに都道府県警察に情報を提供することが期待されている。これは従来からの疑わしい取引の届け出や、捜査関係事項照会状への対応に加えての事項となる。

### 刑事罰の対象になり得る口座売買

金融機関には、これらの取り組みのため、連携体制の構築に向けた警察庁・都道府県警察との具体的協議が求められる。加えて、都道府県警察からの協力依頼に基づき、被害届の提出や、不正と判断するに至った情報の

提供等に対する適切な対応も求められている。地域金融機関に対しては各都道府県警察が、全国的な営業範囲を有する大手行やネット銀行などには警察庁が、それぞれ窓口となる。

そもそも預金者が、売却・譲渡目的で銀行口座を開設し、他人に有償で売却・譲渡した場合には、犯罪収益移転防止法に違反する行為になり（28条2項）、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられる。また、銀行からすれば、口座開設目的の詐称により詐欺被害にあったとして、詐欺罪（刑法246条1項、人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する）が成立する可能性もある。そうしたことから、警察に対して銀行が、速やかにかつ積極的に被害届の提出を含めた情報提供を行うことが求められている。

そして、そのような情報提供を可能にするために、金融機関

はリスクの特定・評価を行う必要がある。その上で、

●口座開設時における不正利用防止および実態把握の強化

●利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知

●不正の用途や犯行の手に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化

●検知およびその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化  
といった一連の取り組みの選択と態勢の高度化が必要になる。

### 警察からの情報提供と金融機関間での情報共有

金融犯罪対策をより効果的にするには、金融機関側からの情報提供のみならず、警察からの情報提供や、金融機関同士の情報共有も必要である。この観点から、警察庁は、同庁や都道府県警察から金融機関等に対し、

不正な口座開設に係る手口等の情報を提供するとしている。また、業界団体等を交えた検討を行いつつ、法人口座を含む預貯金口座等の不正利用防止対策を推進するとしている。

そのほか、警察庁は、特殊詐欺やSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の犯行に利用された法人口座を含む預貯金口座について、金融機関に対して迅速な口座凍結依頼を実施している。加えて、特殊詐欺の犯行に利用されて凍結された預貯金口座の名義人のリストを警察庁が作成し、全国銀行協会等へ提供することにより、不正口座の開設の防止を推進している（注8）。

さらに、要請にもあるように「不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有」を通じた金融機関の対応能力の向上も期待されている。業界団体での勉強会、地域での業態を超えた金融機関同士の情報交換を通じた対応能力の向上が

求められている。繰り返しになるが、金融犯罪対策は非競争分野であり、積極的に金融機関同士で協力することが重要である。

この点、個人情報保護法についてのガイドライン（通則編）の例外規定では、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合の要件が定められている。具体的には、個人情報保護法で定められているとおり、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときが対象となる（注9）。

この規定ではその上で、「事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」を事例として挙げている（事例3）。また、「不正送金等の金融犯罪

被害の事実に関する情報を、関連する犯罪被害の防止のために、他の事業者へ提供する場合」についても事例として明記している（事例6）。

## 照会プロセスの効率化への検討にも期待

とはいえ、「振り込め詐欺に利用された口座に関する情報」や「不正送金等の金融犯罪被害の事実に関する情報」の範囲や、提供可能な「他の事業者」は必ずしも明確でない。そうしたことから、金融機関が検知した不正口座や自主凍結した口座の情報について、金融機関同士での情報共有は進んでいないのが実態である。

もし、不正利用された口座への入金経路や出金先について、金融機関同士での情報共有が可能となれば、不正利用されている口座（法人口座を含む）の検知率が大幅に向上する可能性

がある。この金融機関同士の個人情報を含む不正利用口座の情報共有の枠組みについては、海外では実際に共有を可能としている事例もある。

例えば、米国、英国、オーストラリア、香港、シンガポール等においては、疑わしい取引等のマネロン情報を官民で共有する取り組みが進んでいる。これらは、現行の疑わしい取引の届け出の義務の範囲を超えた情報共有によって、従来十分できていなかった（金融システムを悪用する）手口の検知の実効性を向上させようとする試みだと位置付けられる。こうした事例も踏まえ、官民連携の下で検討を進める必要がある。

また、金融機関へのヒアリングによれば、各都道府県警察から金融機関への照会件数が増加している。そのため、捜査関係事項照会状に対する照会プロセスの効率化についても、官民連携の下で検討が進められること

が期待される。

（注）「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html>

2 犯罪対策関係会議 2024年6月18日公表。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/240618/honbun.pdf>

3 2024事務年度金融行政方針（本文18ページ）

[https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830\\_main.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf)

4 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_fusoku/#a3-2](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_fusoku/#a3-2)

5 利用目的による制限の例外（法第18条第3項関係）の法令に基づく場合（法第18条第3項第1号関係）の事例<sup>1</sup>。

6 [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/knyubunyai\\_GL/#a4](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/knyubunyai_GL/#a4)

7 4条「利用目的による制限（法第18条関係）」。「犯罪収益移転防止法第8条第1項に基づく疑わしい取引を届け出る場合」および

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある」ときの事例。

8 「国民を詐欺から守るための総長対策」本文20～21ページ

9 「利用目的による制限の例外（法第18条第3項関係）」の法18条3項2号関係。

### おさき ひろし

88年三井銀行（現三井住友銀行）入行。91年大蔵省出向（国際金融局調査課）などを経て17年総務部付部長兼AML金融犯罪対応室長。18年金融庁マネーローディング・テロ資金供与対策企画室長、22年主任統括検査官。23年1月から現職。